

## 千葉県子どもの貧困対策推進計画策定作業部会 議事概要

- 1 日 時 令和6年2月2日（金）午後3時～午後5時
- 2 場 所 自治体福祉センター会議室
- 3 出席委員（敬称略、50音順）  
伊能 直矢、柏女 霊峰（部会長）、菊地 謙、込山 浩良、佐藤 健太、初谷 千鶴子（副部会長）、  
藤田 実
- 4 議事
  - （1）計画策定作業の進め方について
  - （2）現計画の進捗状況について
  - （3）現計画の課題の洗い出しについて
  - （4）こどもの生活実態調査について
  - （5）その他

### 《議事要旨》

#### （1）計画策定作業の進め方について

##### （部会長）

それでは早速議事に入らせていただきます。

次第を見ていただきますと、議事が大きく5つ。5番目の「その他」は皆様方から何か特別な機会があればというものなので、実質的には(1)から(4)までが大きな議事となっております。

その中でも主要なところが、「(3) 現計画の課題の洗い出しについて」と「(4) こどもの生活実態調査について」という形になりますが、「(1) 計画策定作業の進め方」と「(2) 現計画の進捗状況」についても御理解をいただいた上で進めていく必要がありますので、そちらを進めつつ、(3)と(4)に時間を取らせていただこうと考えております。

(3)と(4)については、おそらくタイトな議題がございますので、20分から30分弱ぐらいの時間をそれぞれ取ればという願いを持っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日の議事の1つ目「計画策定作業の進め方」について、事務局から説明をお願いします。

##### （事務局）

議事（1）計画策定作業の進め方について御説明させていただきます。

**資料1**を御覧ください。

本項目は、これから次期計画の検討を進めていくに当たり、計画の位置づけを確認するとともに、国において「こども基本法」や「こども大綱」ができたことを踏まえて、当該作業部会の立ち位置について、委員の皆様と共有するため設けたものです。

まず「1. これまでの千葉県子どもの貧困対策推進計画の位置づけ」ですが、本計画は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」に当たる法定計画となります。

策定に当たっては、国の「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案するとともに、千葉県総合計画や千葉県地域福祉支援計画等の関連諸計画との整合を図るものとしています。

これがこれまでの本計画の位置付けとなります。

次に「2. こども基本計画との関係」ですが、昨年4月に「こども基本法」が施行され、これに基づき国が定める「こども大綱」は、従来の「子どもの貧困対策に関する大綱」や、「子ども・若者育成支援大綱」等、既存3大綱を一体のものとして昨年12月に閣議決定されたものです。

また、都道府県においても、「こども大綱」を勘案して「都道府県こども計画」を定めるよう努めるものとされており、「子どもの貧困対策計画」や「子ども若者計画」等と一体的に策定できるとされています。

千葉県においては、このような国や制度の動きを踏まえ、「千葉県子どもの貧困対策推進計画」等を「こども計画」に一本化することも含めて、今後検討を進めていきたいと考えています。

こうした状況の変化を踏まえまして、「3. 進め方」について、事務局として次のとおり考えております。

一つは、今後、子どもの貧困計画が「こども計画」に一本化される可能性もございますが、本作業部会では、これまでの「千葉県子どもの貧困対策推進計画」の内容を基本とし、現行計画の策定に倣って、課題洗い出し、実態調査、骨子案、素案、計画案といった一連の流れで検討作業を進めたいと考えています。

もう一つは、今後子どもの貧困計画が「こども計画」に一本化されることとなった場合には、本部会で検討した内容を「こども計画」にフィードバックさせたいと考えています。

以上が今回の計画策定作業に係る進め方の整理でございます。

前回の策定時より検討プロセスが流動的になる部分もあるかと思いますが、御了解いただくと幸いです。よろしくお願いいたします。

#### (部会長)

それでは「計画策定作業の進め方」について、皆様方から御意見・御質問はございますでしょうか。

#### (御意見・御質問なし)

(部会長)

よろしいでしょうか。

事態は流動的だけれども、我々作業部会としては粛々と子どもの貧困計画の策定を進めればよいということになっていて、それが県の政策の状況で「こども計画と合体する」ということになれば、またその時点で事務局から報告があるという形になるかと思えます。

まずは子どもの貧困計画の準備を粛々と進めるということによろしいでしょうか。

(委員一同、異議なし)

(部会長)

ありがとうございます。それではそのように進めていくこととしたいと思います。

## (2) 現計画の進捗状況について

(部会長)

続きまして、「現計画の進捗状況」について、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

議事(2) 現計画の進捗状況について説明いたします。

**資料2**を御覧ください。

本項目では、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする現計画において設定した指標の推移と、これに関連する主な事業の状況について報告させていただきます。

まず、現行の計画では、子どもの貧困の状況や計画の進捗を測る指標として、37個の指標を設定しているところです。指標につきましては、**資料2-2**も併せて御参照ください。

**資料2**では、これらの指標について便宜上「アウトカム指標」(施策の成果)と「アウトプット指標」(施策の投入量等)に分けて整理して報告させていただきます。それでは、現計画で設定した5つの重点施策支援施策の柱に沿って報告いたします。

まず「1 教育の支援」についてです。

アウトカム指標の一つに「進学率」がございまして、生活保護世帯と児童養護施設の子供の高校・大学等進学率を測定しています。これらは概ね上昇しており、改善傾向にあるといえます。

これらに関連する事業の実施状況ですが、例えば、生活困窮者自立支援法による子どもの学習・生活支援事業を実施する市町村数や、放課後子供教室推進事業等の実施数が、増加しているところがございます。個々の事業の概要については、**資料2-1**も併せて御参照ください。

また、関連する国の施策として、令和2年度より「高等学校等就学支援金」の支給上限額引き上げにより高等学校授業料の実質無償化が実現したことや、「高等教育の修学支援新制度」による大学等での授業料減免や給付型奨学金の拡充が行われたことが挙げられます。

続きまして、「1 教育の支援」に係るもう一つのアウトカム指標として、「中退率」がございまして、中退率につきましても、生活保護世帯と全世帯の子供の高等学校等中退率・中退者数を測定しています。そして、これらのうち生活保護世帯の子供の中退率は減少傾向にありますが、全世帯の子供の中退率については、令和2年度から微増傾向というところでございます。

これらに関するアウトプット指標としては、スクールソーシャルワーカーの配置人数・対応実績のある学校の割合、スクールカウンセラーの配置率、就学援助制度に関する周知状況、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況が関連していると考えられ、これらは上昇傾向にあります。

また、関連する事業の実施状況ですが、県によるスクールソーシャルワーカーの配置人数等の増加が挙げられます。

続きまして、「2 生活の安定に資するための支援」に係る指標ですが、ここで設定している、電気・ガス・水道等の滞納・欠乏の経験、保護者の頼れる相手、子供の自己肯定感については、県が来年度行う実態調査により測定する予定であり、直近の数値がありませんので、割愛させていただきます。

次に、「3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」でございまして、アウトカム指標としまして、ひとり親家庭の親の就業率、正規の職員・従業員の割合を挙げております。これらは国勢調査により把握するため5年スパンの推移となりますが、上昇傾向となっております。

これに関する事業としては、母子家庭等自立支援給付金事業や、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業があり、貸付実績は一部のメニューにおいて増となっています。また、関連する国の施策については資料に記載のとおりです。

続きまして「4 経済的支援」に係る指標ですが、ここで設定している困窮層・周辺層の割合についても、実態調査を要するものですので今回は割愛させていただきます。

次に、「5 支援につなぐ体制整備」に係る指標ですが、アウトカム指標として、スクールソーシャルワーカーの活用・連携があり、子どもの貧困対策において学校がスクールソーシャルワーカーを活用したいと考えた際に実際に活用できた割合、スクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携した件数を測定しています。これらのうち、後者（連携件数）については増加傾向ですが、前者（活用したいと考えた際に実際に活用できた割合）については、令和3年度から令和4年度にかけて減少しています。

これらに関連するアウトプットとしましては、スクールソーシャルワーカーの配置・対応等の指標等を資料に再掲しております。

最後に、子どもの貧困計画を策定した県内市町村数を指標として設けており、こちらは令和元年度から令和2年度にかけて増加した後、微増傾向となっています。

以上が現計画の進捗状況でございます。

**(部会長)**

ありがとうございます。

それでは今の説明について御質問・御意見のある方がいらっしゃいましたら、御発言をお願いします。

**(部会長)**

私から 1 点ですけれども、**資料 2**の【指標 9】でスクールソーシャルワーカーの配置人数が 100 人を超える人数となっている一方、**資料 2-1**事業実績にある「スクールソーシャルワーカーの配置」は 50 人となっていますが、これはどのように見たらよいでしょうか。

**(事務局)**

**資料 2-1**に記載されている事業実績は、県として配置している人数となっております。

一方、指標で記載している 120 人という人数は、市町村も含めた人数となっています。

**(部会長)**

わかりました。県による配置が市町村全体の配置の大体半分ぐらいということで、120 人の中には県も市町村も両方入っているということですね。

他に何か御質問はありますか。

**(委員)**

スクールソーシャルワーカーの配置が重要だということは私も理解しております。

ただ、使う人たちが「どういうときにここに相談をするのか」や「どういった活用をしてもらいたいと思っているのか」等、具体的にスクールソーシャルワーカーの役割というのを知りたいです。

併せて、「スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの棲み分けをどのようにしているのか」も教えていただければありがたいです。

**(部会長)**

ありがとうございます。

それでは事務局にお願いしたいと思います。

**(事務局)**

本日スクールソーシャルワーカー関係の担当が不在のため、確認し後日共有させていただければと思います。申し訳ございません。

**(委員)**

もし柏市の場合でよろしければ、柏市のスクールソーシャルワーカーについてお話しさせていただきます。

**(部会長)**

お願いします。

**(委員)**

柏市の場合、全中学校区が21校あるのですが、そこに1名ずつ配置されていて、その中学校の管轄する地区にある小学校も含めて担当しています。

学校の先生たちは、子どもや親御さんから話を聞いていく中で「ちょっと課題かな」というときには、スクールソーシャルワーカーへ直接相談に行っているようです。

そのスクールソーシャルワーカーが、そこから社会福祉協議会や、我々子ども福祉課の貸付、支援相談員などに個別につないでいるような感じがありまして、制度としてしっかりと「こういうルールでやっていく」とすると使いづらくなる懸念も考慮し、現在のところ活用しやすい形で対応しているということをお話していました。

一例で申し上げますと、修学旅行のお金が足りなくて、子どもも親も修学旅行をあきらめていたことに先生が気づき、スクールソーシャルワーカーにつないで、貸付を受けたりして、修学旅行に行けるようになった、というような事例が実際の活動としてあります。

**(部会長)**

ありがとうございます。

本日は、教育関係の方はお見えですか。

スクールカウンセラーは教育関係の部局でしょうか。

**(事務局)**

そのとおりです。

**(部会長)**

わかりました。

これからの議論で「つなぐ」ということをどうやって充実させていくかについては、関係部局の中で特に教育委員会部局がここに関わっていくことがかなり大事だと思っています。

これ以降も質問や協議の中でスクールソーシャルワーカーの活動についての話が出てくる可能性が高いと思いますので、ぜひ御出席をお願いできればと思います。これは事務局にお願いしたいと思います。 他にはいかがでしょうか。

**(委員)**

「1 教育の支援」の関連する事業について見ての感想ですが、令和2年度から令和4年度で、実際のところ進学率は上がっていて、その背景として「生活困窮者自立支援法による子どもの学習・生活支援事業」の実施市町村数の増加が記されています。私も仕事で関わっている面もあるので関心を持ったのですが、「3年間で3市しか増えてないのか」と正直思いました。

この制度が始まったのが平成27年なので、その頃は最初ものすごく増えたのですが、千葉県は確か37市あると思うので、25市までで大体止まって増えていないのか、というのが正直な印象で、そのあたりが何故なのか気になりました。

それぞれの自治体の考えなので何とも言えないですけど、あまり進学率には関係ないかもしれないなと思いました。

**(部会長)**

ありがとうございます。

現場からの実感というのは大事なことだと思いますので、今後こうした御意見いただければと思います。

**(副部会長)**

スクールソーシャルワーカーの話に戻ってしまうのですが、スクールソーシャルワーカーもこの4年間にだいぶ増加しています。

スクールソーシャルワーカーが関わることによって、関係機関との連携件数もかなり増えています。ですが、活用できた割合（【指標35】）は減っている訳ですね。

この「活用できない」というのはどういう事情・理由があるのか、使い勝手の悪さがあるのか、折角これだけ人数を増やしてもらったのにそれができないのは、どこに問題があるのか、その辺の検証をしていただけないかと思います。

本日、教育関係の方はいらっしゃらないということですので、検証ができていないのか、できていないとしたら、やるべきではないかと思います。

**(部会長)**

ありがとうございます。これも(事務局において)今日の御回答は無理ですね。

**(委員)**

スクールソーシャルワーカーについてですが、とても有効だと思っています。

今、私どもの居場所に一番つなげているのは、スクールソーシャルワーカーさんたちです。

スクールソーシャルワーカーが随分と私たちのところへ、仲介して、つなげています。

例えば、児童相談所とコンタクトを取れない、家庭と児相が上手くつながらないようなとき

に、私たちの場所を使ってつなげていく、そのつなぎをスクールソーシャルワーカーがやっています、とても機能してくださっています。

ところが、私たちのところ（東金市）は、高等学校に配置されています。けど実際には、小中学校の需要がすごく多くて、だから、どういう基準で配置されているのか、その辺もお伺いしたいなと思っています。

**（部会長）**

ありがとうございます。

これも御回答ができないということなので、会議の進行にかなり支障が生じておりますけど、開催回数そのものが少なく、次回の開催を待っているとかなり空いてしまいますので、今あった御質問については所管課に問い合わせた上で、メール等で結構ですのでお知らせいただき、委員の方々の御理解を深めていただければと思います。

また、次回は必ず御出席をいただくようお願いしたいと思います。

他はいかかでしょうか。

よろしければ次の議事に移りたいと思います。

**（3）現計画の課題の洗い出しについて**

**（部会長）**

それでは続きまして、「課題の洗い出し」について、これは皆様方の支援の関わりの実感からお気づきになられたことをたくさん挙げていただいて、それを事務局で取りまとめていただいています。

これについて、御説明をいただいた上で、御質問・御意見の時間をとりたいと思います。できれば30分近く時間をとればと思っております。よろしくをお願いします。

**（事務局）**

私から、議事（3）「現計画の課題の洗い出し」について説明いたします。

**資料3**を御覧ください。

本項目は、次期計画の策定に向けて、現計画の課題を洗い出し、今後作成する「骨子案」（基本理念・重点施策の柱立て等）や「計画案」に盛り込んでいく事項の参考とさせていただくため設けた項目となります。

お配りした資料は、現計画やこどもの貧困問題に関する課題・期待すること等について、事前に委員の皆様へ書面により意見照会した結果を取りまとめたものです。

いただいた御意見については、現計画の柱立てに従い掲載しておりますが、事務局から見て特に言及が多かったと思われる事項について、資料の冒頭に3つ挙げております。

1つ目が、こどもの権利・意見反映、こどもが自ら貧困に気づき相談できること。



2つ目が、スクールソーシャルワーカーの充実、活動への支援

3つ目が、民間の支援活性化

これに沿いまして、項目ごとにかいつまんで紹介させていただきます。

まず「こどもの権利・意見反映、こどもが自ら貧困に気づき相談できること」です。

具体的には、「こども基本法の基本理念にのっとり…や当事者としてのこども本人や親の視点を重視しつつ…などの文言を入れてはどうか」、「基本理念の中に、こどもの声・意見を取り入れるべきかどうか。」、「こどもたちにも、貧困を自分の問題として向き合う勇気を伝えたい。」、「自らは貧困であることに気づいていない。相談できる人・場がない人が多い。」など、こども自身の視点・声・意見を重視することや、こども自身が貧困について発信できること等の言及がございました。

次に「スクールソーシャルワーカーの充実、活動への支援」です。

具体的には、「学童期になれば小中学校が基本的な窓口。スクールソーシャルワーカーの充実・スクールソーシャルワーカーの活動への支援が欠かせない。」、「スクールソーシャルワーカーの数が増加しているが、支援までの効果の検証も確認したい。」、「スクールソーシャルワーカーの課題の洗い出しと強力な支援が必要ではないか。」、「スクールソーシャルワーカーを学校内1人の必置を可能にすることが、貧困の早期発見と支援をつなぐことに大きく貢献すると思う。」など、スクールソーシャルワーカーの充実や活動への支援についての言及がございました。

最後に「民間の支援活性化」です。

具体的には、「制度の切れ目に対する民間の支援活性化のための行政の支援強化」、「地域で活動している民間団体の方の気づきや支援方法に対し、相談しやすい専門的人材を配置するのはどうか。」、「遊び場、駄菓子屋、子ども食堂、家事支援、物資提供といったキーワードが核となるのではないか。」、「コロナが収まった後も、子ども食堂での子育て世帯への食料配付や、高校生や大学生への食料支援活動が続いている。特に、従来支援の対象と捉えられてこなかった、高校生・大学生世代の支援も検討していく必要があるのではないかと思う。」、「これからの計画には、こども食堂やこどもの居場所などを含めた民間の活動をしっかり位置付けていただければありがたい。」などございます。

以上、事務局から見て、特に言及が多かったと思われる事項について、紹介させていただきました。この他、ポイントと思われる事項などについて、御意見をいただけると幸いです。

#### (部会長)

皆様から現場の活動での実感などを意見として出していただきました。

今、事務局でまとめていただいた特に言及が多かった事項について、どれもすごく大事だし、現在でも勿論行われてはいるけれどさらに強力に進めなければならない3つの点として代表しているものと思いました。

30分ほど時間が取れますので、皆様から、委員御自身が大事だと思うこと、あるいは、実践

からの気づき等々様々な御意見「計画策定に当たってこの辺りが大事ではないか」という御意見をたくさんいただければと思います。

どなたからでも結構ですのでお願いしたいと思います。また事務局への御質問でも結構です。

#### (委員)

まず(現計画の)基本理念を拝見して、思ったことなのですが、現計画の「夢や希望をもって成長し」というフレーズについて、これは国の大綱にもこういうことが書かれていたのですが、自分自身を振り返ってみると、「全てのこどもが果たして夢や希望を持っているのかな」ということで、多少違和感がありました。

子どもの貧困計画の目的というのは、夢や希望を否定するわけではなくて、そういうものを持っていれば頑張れる子もいっぱいいますし、全然否定するものではないのですが、我々が目的とするのは、「こどもたちが将来ひとりの社会人として自立していくために、我々は何ができるかを示すもの」がこの計画であってほしいと思っています。

そういう意味では、例えば貧困であるがゆえに進学や就職のときにその選択肢が狭められているようなことは、貧困であるがゆえに不利な状況にいるわけで、それを我々大人がいくらかでも排除していくとか、なくしてあげるといえるということが大事ではないかと思います。

「こういうことだったらできますよ」ということを、上手く説明してあげるといえるか、伝えてあげるといえる視点があってもいいのかなと思っています。

それは必ずしも大人が「夢を持った方がいい」とか言うのではなくて、こども自身が「本当に今困っている」とか、「自分の家庭は他の家庭と比べてちょっと不利だな」と思っていることとか、そういうことをもし聞けるなら聞いてみてはということで、「こどもの意見を取り入れるべきかどうか」ということを書かせていただきました。

やり方等は考えていかなければならないのですが、そういう視点があるといいなと思いました。自分の市でも作らなければいけない計画なので、そういう視点を持って取り組んでいきたいと感じているところです。

#### (部会長)

ありがとうございます。

大事な視点だと思います。これは視点と同時に、どういう方法で、ということとも深く関わってくると思います。

「こどもの意見を聞いて」という御意見がありました。そのような機会を、この作業部会あるいは事務局で設けていただくようなことがあってもいいのではないかと思ったのですが、事務所で何か考えていることはありますか。

「こどもの意見をどうやって吸い上げていくのか」ということと関連してなのですが。

### (事務局)

現時点では、こどもの生活実態調査でアンケートをいただくこととなっているのですが、直接意見を聞く場を設けることについては、この計画の中では検討していなかったもので、持ち帰って検討させていただきたいと思います。

### (部会長)

わかりました。

自治体によっては、子ども・若者たちのグループをつくっていて、その施策を考えるときに、必ずその方々の御意見を聞くということも進められているようです。私の地元が流山なのですが、流山でもそういうグループができているということを知ったことがあります。

県としてはそういうものを持っていないということですね。だとすれば、県としてどのように当事者の意見を酌み取っていくのか御検討いただければと思います。

その他いかがでしょうか。

### (委員)

私の立ち位置から感じていることを、**資料3**の自由記述のところに書いております。

子ども自体がもう、全体のマイノリティになりつつあって、その中でもさらに千葉県の中でも17歳以下が15%ぐらいということと、高齢人口の半分ぐらいになっていることが背景にあると思っていて、さらに私がいるところは児童養護施設ということで、さらにマイノリティで、児童福祉法が施行されてからずっと児童養護施設はありますけれど、当時の背景と今の背景とで何が違うかと考えたときに、「概ね変化はない」という現場の実感があります。

親子関係の問題で、当時は非行という形で「こどもの問題」とされていたものが、今は「虐待」というように枠組みが変わってきただけで、本当に家族問題の一つひとつに「一番弱者のこどもが矢面に立っている」というのが私の実感でございます。

人数が少ないところはやはり声として小さいので、優先順位がすごく低いということがまず大前提にあると思っていて、「こどもの意見を積極的に聞く必要がある」と思う大きな理由のひとつです。

私が今いるところの子どもたちが30人の定員で、空いたらすぐに依頼が来るということで、その主訴はほとんどが虐待なのですが、貧困のことと絡めて数字を出したところ、(資料に記載のとおり)今30人いるうちの生活保護受給が6割ぐらいで、困窮世帯に該当する家庭を含めると7割は貧困層ということになっています。そしてそのほとんどがひとり親です。離婚・再婚を繰り返しているケースなど、すべてのケースにそれが当てはまるということです。

それぞれにコミュニケーションの困難を抱えているということが大前提で、それが当たり前になっているというのが現状だというのが、私の意見を発する上での土台になっています。

その上で「1 教育への支援」の点ですが、こどもの貧困ということが世に出るようになって

から、どうしても教育のこととセットになって色々な計画が立てられることが多いと思います。現計画も、「教育への支援」の方が先に出てくるのですが、貧困対策の重点項目としては、私は「生活支援」だと思っていて、そこは皆さんも承知しているはずなのだけど、やはり順番として「教育支援」が先に来るということにすごく違和感があります。

「生活支援」(立て直す材料)があつて、その上で、あきらめないで済むような「教育」の話が出てくるということを基礎としていただければよいのではないのでしょうか。細かいことかもしれないですが、計画策定において順番が逆ではないかということ意見をしたいと思います。

#### (部会長)

ありがとうございます。

「生活支援」が土台になって、「教育支援」を考えていく視点が必要なのではないかということで、実情からの話をいただきました。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

#### (委員)

私も今の御意見にすごく賛成なのですが、先程少し申し上げた生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業について、ほとんどの自治体で「貧困の連鎖をなくす」ことが大きな目標となっていて、進学率が指標にもなっているのですけれど、今、私立の高校でも授業料が実質無償化になったので、経済的理由で進学できない子はあまりいなくなっているように感じています。

だから、進学率は多分上がっているけれど、その一方で通信制の高校やインターネットの高校もあるので、「実態はより見えなくなる」というか、「そういう高校に進学したはいいけど途中でやめてしまった場合に誰が支援しているのかよく分からない」ということも増えてきているのではないかという印象を最近すごく持っています。

全体で見ると学校がひとつのプラットフォームになっていて、ほとんどの子が学校に行っているのだからそこで見るのが一番だけど、それだけで今考えられてしまうのもどうなのかなと思っています。

また、高校に進学した後の支援、中退について、指標の進捗状況で見ると中退率も下がっていてとてもよいとは思いますが、全体(貧困層でないところ)は中退率が上がっているようなので、そこも含めて、中退後の支援のようなことを考えないといけないのかなと感じています。

#### (部会長)

ありがとうございます。他はいかがでしょう。

## (委員)

今のお話から感じたことなのですが、市というのは小学校中学校が窓口というか、学童期の窓口ですけれども、中学校を卒業すると全く情報がなくなってしまいます。

家庭児童相談室のような虐待等を予防するところは、18歳ぐらいまでの子がいれば支援できるのですが、「高校へ行った先で中退しているのか」や「本当にもう行き場がなくなっているのではないか」といった情報が、市の方では把握しづらい状況です。

先程スクールソーシャルワーカーの話がありましたけど、もし県の方で、高校、例えば夜間高校や定時制高校といったところへスクールソーシャルワーカーを配置して、市とうまく連携できるような仕組みがつかれるのであればすごくありがたくて、継続した切れ目ない支援につながるのではないかと思います。

## (部会長)

ありがとうございます。

つまり、キャッチできる場あるいは集いの場「居場所」とスクールソーシャルワーカーのような「つなぎの人」、これがリンクすることですね。そうしたところにスクールソーシャルワーカーが結構紹介してくださるというお話がありましたけれど、そうした仕組みをどこでもやっていけるようにつくっていくことがすごく大事なのでは、とお話を伺いながら感じました。

他いかがでしょうか。

## (副部会長)

今のお話の続きにもなると思うのですが、たくさんの方のとても大切な意見を読ませていただいて、その中でも私が「これすごくいいかもしれない」、「もしかしたら今回の肝になるのかも」と感じたところは、**資料3**の12ページ「これからの計画には、・・・ミニ総合福祉センターのようなものがコンビニのように気軽に入れる施設として、コンビニの数ほどあることが理想と思う」という意見で、これはとても大切だと思いました。

その前の意見 (**資料3**11ページ) にあります「こどもたちが、自分で、または周囲の大人に相談して選べるよう、メニューの幅を増やすことと、その周知方法の検討が必要」ということや、現計画策定時(前回)の議論では、「気づきと支援が繋がらないのでは」という意見もありました。

国の「こどもの居場所づくりに関する指針」と重なってしまいますが、こどもがを見つけやすい場所、どのような子でもつながりやすい場所、というところから考えると、生活支援や自立支援という目的が強調されてしまうと、逆に、困難な状況にあるこどもはそれを敏感に感じてしまうことがあります。逆に利用しにくくなったり、利用することをためらってしまったりとか、抵抗感を感じてしまいます。

ですけれども、ここの御意見にある、ワンストップでいろいろなメニューを選びながら、(もしかしたらその中にアウトリーチ的なことも入るのかもしれないのですが、)ダイレクトに貧困

に関わることではないので、つながるまでに少し時間がかかってしまうかもしれないのですが、「困ったら行ける場所・困らなくてもいける場所」というような、利用しやすい仕組みがあれば、この意見で言われている「ミニ総合福祉センター」のようなものの中で関係機関との連携もできると思います。「ミニ総合福祉センター」内での連携により、貧困だけではなくいろいろな家庭内の課題も浮かび上がってきたり、それに対する支援が期待されるのではないかと考えられるため、この御意見が非常に大切だと思いました。

#### (部会長)

ありがとうございます。とても貴重な御意見だと思いますが、この御意見を出された方は少し御説明をお願いできますでしょうか。

#### (委員)

こどもの居場所ということで開設しているのですが、そこでは、クローズながら食事提供もしています。こども食堂を実施していて週4日夕食を提供してきました。

初期の頃は、貧困の連鎖をなくす前にどうしてもこの子たちを高校に入れてあげたいという思いがあって、学習支援を主としてやってきたのですが、今は様子が変わってきています。

高校進学支援のための無料塾にシフトしているため、小さな子どもたちがいっぱい入ってくるようになりました。そこではこどもの居場所、こども食堂、無料塾を実施しているのですが、無料塾に参加した子たちでも食料に困っている子たちには食料を提供しています。

自分たちで色々やっているため、結果として全部つながって融通が効くようになっています。食料など色々な物資を提供してくれる人がいるために、困った子を発見したらすぐそこに支援できるし、そうすると学習支援に来ている親御さんたちも生活の相談に来る等、色々なことがそこでできてしまうという状況です。

スクールソーシャルワーカーさんは、割とみんな孤独です。学校に勤務したことがない人が学校にいてすごく居づらいのですね。また、スクールソーシャルワーカーさんが集まって相談する場所もないようです。ですからスクールソーシャルワーカーさんたちが私のところへ来て、コーヒーを飲んでご飯を食べながら相談したりしています。

ということで、色々なことを手がけていると、大変ですが融通が効いて色々なことができてしまう。それなら、こういったものがあちこちにあった方がいいし、今は私たちも高齢者で賄っているのですが、しっかりと財政的な支援があれば、若い人たちがそこで働いて、さらにそれが充実してくるのだろうと思います。

それぞれ学習支援の予算、こども食堂の予算、色々な予算となっていると、みんなそれぞれ無駄が生じてしまっていることがあるような気がしています。一括して総合福祉センターみたいなもので、小さなものがあちこちにあったらいいと思っています。

今、高校を中退した子どもたちも結構来て、たむろしたりしています。ですから、そういう意

味で本当にすっと入れる場がたくさんあるといいな、というのが私の夢です。

**(部会長)**

ありがとうございます。本当にそうですね。

法律ごとに事業が決まっています、そしてその予算がついているので、それぞれがどうしても対象限定になってしまっていて、あっちへ行ったらこっちは行けないというふうになってしまうので。

今仰ったように、色々なものが、そこにニーズとして満たせるようにして、選択できるということがあるのが、いわばコンビニのような「ミニ総合福祉センター」というような機能があつた方がいいということですよ。とても大事な御意見だと思いました。

私は調査研究で自治体のヒアリングをしているのですが、今日の午前中部地方のある自治体のヒアリングをしていたら、やはり貧困家庭の子どもたちのための「子ども育成支援事業」を行っているところがあって、そこではやはりメニューは限定されてしまうようでした（学習支援や食事など）。

そうではなくて、色々なニーズのある集まった人が気軽に来られて、困っても困らなくても来られるような場ができていると、そこに選択という機能が働いて、そこに繋が人がいるようになると、とてもいい活動になるのかなと思いました。

**(委員)**

助成金等は色々なところからいただいでいて、「それぞれの目的に沿った使い方をした」という報告をしているのですが、実は完全にミックスされています。

**(部会長)**

そうですね。ごちゃまぜ方式と言うようなところだと思いますね。

ありがとうございました。これは県の事業としては何かあるのでしょうか。

**(事務局)**

県では、昨年度から県立高校5校と、今年またプラス5校で、今年10校になるのですが、通称「校内居場所カフェ」という事業を実施しております、運営は中核地域生活支援センターにお願いしているのですが、月1回程度、高校内で子どもたちに食べ物を配ったり、時間を決めて遊びをしたりする居場所をつくって、また、場合によっては中核地域生活支援センターの相談員が支援につなぐということを実施しているところです。

**(部会長)**

なるほど、そういう事業もあるということですね。

それを少し組織的にシステム的につくっていくということも可能かもしれませんね。

今紹介いただいたのは高校生だけですけれども、そうではなくて、こどもたち全部になったものがつくられていくといいのかなと思います。

例えば、千葉市が行っている福祉まるとサポートセンターみたいに、重層的支援体制整備事業という色々なところからのお金を出し合って、ひとつの事業をつくっていくような形で。

こういうのは市町村事業ですから、県として直接行うのは中々難しいので、市町村がそういう事業を行えば、例えばこども食堂や学習支援など「それぞれの法律ごとの事業を一緒くたにしていけば県が補助する」という形で、補助率を嵩上げするようなことをすれば、こうした活動も広がっていくし、やりやすくなるのではないかというようなことも思って、お話を伺いました。

### (事務局)

県の方は校内でやっているのですが、中核地域生活支援センターまるとでは、校外でやっていただいているものもあります。

### (委員)

先程の委員の行っていらっしゃること程はできていないのですが、最初、本当はある高校の中でやろうとしたら断られたと経緯があって、校外でやっています。

今、船橋と習志野の3箇所で行っていて、ハイティーンズカフェみたいな言い方をしていますが、肝になっているのは明らかにスクールソーシャルワーカーさんです。スクールソーシャルワーカーさんが「ちょっと課題があるな」と思う生徒さんを連れてきてくれています。

完全にクローズで、「誰でも」という訳ではなく、「支援者が必ず連れてきてください」という形でそこに来て、食事やお茶、食品の提供等しながら話をしていきます。高校生世代の人はやはり中々相談してくれないので、相談してくれるまで関係づくりをしていくような場所として、とりあえずは考えています。

そしてそこに、中核地域生活支援センターの相談員や地域の生活困窮の相談員など、あるいは学校の先生や児相の人など、色々な人が関わってくださっている、というような場づくりをしてみました。

最初、2018年からモデル的に始めてみたところ、スクールソーシャルワーカーさんが「これは活用できる」とすごく思ってくさって、もっと増やしていく話になって、今3箇所まで増やして、その沿線の高校生が誰でも来られるようにしています。

校内だとその高校の生徒しか来られないのですが、誰でも来られる代わりに「支援者が必ずついてきてください」という形でやっています。やってみると、「こんなに困っている高校生がいるんだ」ということが分かりました。

家族が支援してくれない高校生ってたくさんいて、本当に「高校を卒業したらその日のうちに家から出てください」みたいなことを言われている生徒もいます。そういう人たちへの支援をし



ていく場としてやっています。

ただ運営は、助成金等でやっているのですが、ずっと続けられるかどうかは中々大変です。

日本の社会でいうと、「学校を卒業して社会に出る」というのは、基本「家庭から送り出す」ことがベースになった考え方ですが、それができない家庭が結構います。それは児童養護施設等でもすごく感じていらっしゃると思いますが、その役割は誰かがやらなければいけないので、そういう支援の場は何か必要なのではないかということをお私たちは考えているところです。

家庭に色々な機能を求めるけれど、最早それをできない家庭がいっぱいあるのはハッキリしているのですが、全体からするとそれほど多くはないかもしれないですが、そういう人たちへの支援をどうしていくのかというのは（検討課題として）あるのかなと感じています。

### （部会長）

今の議論のような様々なニーズを抱えた人たちが選べるような、特定の目的のためだけに集まるというだけでなく、それをやれるような活動をつくったらどうかということについて、御意見等がありますか。

### （委員）

我々も民間のNPOとして様々な活動を行っているのですが、色々なところに助成金を申請して報告を出していて、現在、資金のやりくりが非常に大変になっています。

例えばこども食堂ですと、助成金によっては食材費には助成いただけないところも多々あるので、近年の物価高騰の中、自己資金も出さざるをえないということが大きな課題です。まとめた形で助成金等をいただけると非常に活動しやすいのかなということをお話を聞いていて思いました。

私たちは現在、週の中では大体4回くらい活動していて、それぞれ別の活動になっているのですが、同じ子がいらっしゃることもあるので、そこでスタッフと良い関係が築けていくと、そういった問題等も見えてくることあります。

例えば学校の帰りの会などで、小さい紙に「何か困ったら相談して」という電話番号を配ったり、学校のホームルームのような時間で、紙で「困っていることはありませんか」等のアンケートをとると思うのですが、そういったところに小学生は中々相談しづらかったり、帰りの会のような面倒くさい時間で、アンケートに書くことや、ゆっくり考えて相談するというのは小学生にとって中々難しいと思います。

やはり先生や学校、家庭とは違った3つ目の居場所としての「こどもの居場所」、また、大人だけどこどもと距離が近くて、話がたくさん聞けるような、そういった職員やスタッフがいるような「こどもの居場所」というのはあった方が、スクールソーシャルワーカー等とのつながりも非常に強く持てると思うので、そういった活動はどんどん増やしていけたらと思っています。

## (部会長)

ありがとうございます。

スクールソーシャルワーカーはしっかりとつないでくださって、場に紹介していただく。でもそこにずっと常駐している訳ではないので、その居場所の中では新たなニーズが生じてきたりする訳ですけれども、それは支援者の方々が、他のところにまた別につなぐというような活動をされたり、あるいは、自分たちの来年度の事業でやろうというふうに進展させていっているのではないかと思います。

そういう居場所の中の支援者の方々の組織化や支援を図っていかないと、スクールソーシャルワーカーが増えるのはよいのだけど、スクールソーシャルワーカーだけに頼る訳にはいけないので、そうしたことも考えていかなければいけないのかなということ、今のお話を伺いながら思いました。

色々なことがひとつの提案から見えてくるなというふうに思いました。

たくさんの御意見いただきまして、ありがとうございました。

他にありますでしょうか。

## (委員)

「経済的支援」について、私は実子が2人と児童養護施設の園児が30人おりますので、32人の保護者ということで、実際に学用品費がどのくらいかかっているかということ、議事(4)の実態調査と絡めるためにも、改めて小学5年生の今年度1年間の口座から引き落とされる学用品費を確認してみました。

それによると、小学校5年生の子が、1年間に購入品・材料として購入して口座から引き落とされるものの合計が1万6,000円超でした。

就学支援金などが段々手厚くなってきた中でも、実際、急に支払わなければいけないものもあります。習字や絵具は誰しもが育ってくる時に持っているはずですけど、(使うのは)その時だけです。でもそれが必要なので、習字も持たせる、絵具も持たせる、リコーダー、ピアノカ等々、それが注文書という形で来て、でもこれを「注文しなくてもいいですよ」と選択式なのがいいのか悪いのかということが、今露骨になってきているのではないかと思っています。

学校教育のカリキュラムで必要なものなら、家庭によって差が出ないように、準備をしなくてもいいように、それも経済的支援と絡めて学校で用意してくれればいいのかとは思っています。学校も「本当にそういう人がいれば貸し出します」ということは言ってくれるのですが、一方では持ってきて一方では借りてとなるなら、そこはもう一緒でいいのではないかと。

それが「学ぶために必要なものは学校で用意する」ということで、公教育が始まって何年も経っているので年間の金額も大体わかるはずだし、そこにそれぞれ独自性が必要なのかということ、をしっかり議論しなくてはいけない時期なのではないかということも含めて、実際の数字と合わせて意見をさせていただきました。

ぜひ、もう、明日まで用意しなくてはいけないのはもうやめて欲しい。唐突に始まるので。親の願いが出てしまっていますが。

(部会長)

ありがとうございます。32人のこどもたちの親の願いですね。

後でまた申し上げますが、時間があまりないので、また別途御意見を寄せていただくような機会をつくりたいと思いますので、恐縮ですが、次の議事に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

(4) こどもの生活実態調査について

(部会長)

それでは、「こどもの生活実態調査」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議事(4)「こどもの生活実態調査」について説明いたします。

**資料4**をご覧ください。

本項目は、次期計画の策定に向けた基礎調査として来年度実施する「こどもの生活実態調査」について、その実施方法を御説明するとともに、前回実施した令和元年度調査から追加・変更すべき調査項目について、皆さまにお諮りするものです。

まず「1 調査目的」についてです。この調査は、千葉県内に住む小学5年生及び中学2年生とその保護者を対象に、貧困の状況、そこから生じる子どもへのリスク等の実態を把握することや、現計画で設定した指標の進捗を確認すること等を目的とした調査です。

次に、「2 調査対象」についてですが、本調査は、県内から地域バランスを考慮して15の市町村を抽出して実施する予定です。基本的には前回令和元年度に15の市町村に協力いただき実施しておりますので、そちらと同様としたいと考えておりますが、対応困難な市町村や、地域バランスが大幅に変動するなどございましたら、そういった点については別途調整させていただきたいと考えております。

続いて「3 調査方法」についてです。本調査は、アンケートの調査票を学校経由で配付し、回答は郵送又はWEBにより、学校を介さずに回収する方式を考えております。

次に「4 スケジュール」について、現段階で予定しているスケジュールを、資料に記載しております。この後も作業部会を6月などに実施させていただく予定ですので、調査の進捗と照らし合わせながら、そのタイミングで判明している情報等を御報告させていただければと考えております。

最後に「5 検討が必要と思われる事項」で、こちらが今回特に御議論いただきたい部分でございます。事務局において論点と考えている事項は、大きく2点ございます。

1つ目が「(1)新たに追加すべき調査項目」です。今回の調査では、令和2年以降に生じた、新型コロナや物価高騰などの影響についても調査したいと考えているところです。資料には参考として、内閣府が令和2年度に実施した「子供の生活状況調査」で用いられたコロナ関連の質問項目をお示ししております。

事務局の案としては、この国の項目のうち【保護者票】記載の(a)～(c)までが収入面や生計に関する項目ということで調査しておきたいと考えております。

委員の皆様には、それ以外の質問についても聞くべきか・どういったことを聞くべきか等の御意見をいただきたい、というのがここの論点でございます。

2つ目の論点が「国の実態調査との比較」です。内閣府が令和2年度に全国レベルの調査を行ったことから、これを用いた国と県との比較を行なえるのか、どのようにするのかというものでございます。

ただし、比較に当たって課題・制約がございますので、その点を先に御説明いたします。

両調査の前提条件などを確認しましたところ、県の前回調査と国の調査では、「困窮層の分類」や「所得の把握方法」等が異なり、両者を精密に比較するのは困難なことがわかりました。

これに対する考え方として、「県調査の前提条件を国に合わせる」という手も考えられるところではありますが、県の調査は、「前回調査からの経年比較」という部分もございまして、あくまで県の来年度調査は、県の前回調査をベースにさせていただきたいと考えております。

そのため、困窮層の分類が国と異なることから、例えば「困窮層が国と県でそれぞれ何%…」といった比較ができなくなってしまうのですが、この点について何卒御容赦いただきたいと思っております。

一方で、次善策としまして、「千葉県全体と国全体で個々の項目がどうだったのか」といった困窮層等のフィルターをかけない状態での比較であれば、可能な部分も出てくると思っておりますので、その方向でどういったことができるかといった検討を考えております。

例えば資料4 3ページの表の一番下に「比較可能項目」というものを挙げております。

こちらについては、国と県で令和元年度の県調査と、内閣府の調査とで聞き方が一致していた項目を大まかに挙げております。例えば、これらのうち、保護者票の中では、「両親の就業形態」や「家計の逼迫」、「電気・ガス・水道の料金が払えなかった経験」といったものが調査項目として一致しておりますので、こちらから得られたデータについて、「困窮層で何%だった」ということは確認できないため「県全体で何%でした」という見せ方になってしまいますが、そういった部分での比較ができるかと思っておりますので、全体データであっても、貧困に関連するような地域性、千葉県特有の特徴といったものがあるのかどうかといった分析に役立つのではないかと考えているところでございます。

また、表の右側「内閣府調査」の欄を見ていただきますと、片方にしかない調査項目として「養育費の取り決め有無」や「働いていない理由」等が国独自の項目としてございますので、こういった項目を県の今回調査に加えることで、国と県との比較が全体ベースであれば可能になる

かと思えます。

ただ、国独自の項目でも、もしかしたら県調査ないしその基となった東京都の調査では、「働いていない理由」等を質問することによって回答が得られにくくなってしまふ等の懸念があつて、あえて盛り込まなかつたという可能性もございますが、こういった国の調査独自の項目について、県の調査に落とし込んでみるといった論点について、どういった項目を調べた方がよいかといったところについて、この論点では御意見をいただければと考えております。

事務局から検討が必要と思われる論点を2つ説明させていただきましたが、これ以外のことも含めて、調査項目に加えるべき事項などがありましたら、幅広く御意見をいただけると幸いです。よろしくお願ひいたします。

#### (部会長)

実態調査は、今後、企画をしていく形になりますので、方針を決めるため参考にしたいので今回お諮りしたということになります。特に「5 検討が必要と思われる事項」の2つの点についても御意見を頂戴したいと思ひますが、それ以外の方針や実施方法等についても御意見がございましたらお願ひをしたいと思います。

#### (委員)

基本的なところで質問したいのですが、「調査方法」のところに「調査票を学校経由で配付」とありますが、ここでいう学校とは県内の小学校・中学校という意味で、例えばフリースクールや不登校の方が通つているような学校は除かれているという理解でよいでしょうか。

#### (事務局)

はい。基本的な想定としては前回と同様で、市町村立の小中学校にお願ひするという形で考えています。

#### (委員)

調査票の質問項目の中に、「今まで使つた保育園や学校」等を回答するものがあつたと思ひます。そこではフリースクールとかが入つていないのですよね。

#### (部会長)

他にはいかがでしょうか。

それでは、「5 (1) 新たに追加すべき調査項目」にあるコロナ関係の調査項目についてはいかがでしょうか。

(委員)

私の法人で、生活困窮の相談窓口やフードバンクをやっている関係で、コロナの時期はかなり若い人の利用が増えた、相談も利用も増えた、という傾向があったと思います。

それでいうと、こどもが小さいご家庭の人たちにかなり影響があったのではないかと考えているので、これはぜひ調べてほしいなと思います。

(部会長)

先程の事務局の説明だと、国の保護者票の(a)から(c)までを入れる考えですか。

(事務局)

今のところ最低限考えておりますのが、国の保護者票の(a)から(c)までで、あと(d)から(f)につきましても、ある程度貧困との関連性はあると思うのですが、そこに直結はしないのではということ、あとは、回答項目を多くすることによって回答者の負担が増えること、等も考えまして、必要最低限の追加に留めたいという趣旨で、事務局の案としては、(a)から(c)の部分でどうかという考えです。

(部会長)

国のこども票の部分は全部盛り込むのですか。

(事務局)

こども票につきましては、今のところは、盛り込まないという考えでおります。

ただ、今の事務局案では、単に収入の変化や生計の変化といったものを測るべきではという観点であり、それ以外に何か我々として見落としているような考え方があるかと思っておりますので、そういった部分について、重要な要素があるといったところ等、御意見をいただけるとありがたいです。

(委員)

今の事務局のお話は、「こども票はコロナ関連の質問を取らない」ということですか。

(事務局)

はい。こども票の中ではコロナ関係の影響を聞かないというのが今のところの事務局の整理になります。

(委員)

はい。こどもには聞かないということですか。

コロナの影響について、保護者票だけでもいいかなとも思いはしますが、食事を抜く回数とか分かればいいのだろうか、ちょっと分からないですね。どうなのでしょうね。

**(部会長)**

国においては、この内閣府調査に準じて実態調査を実施する自治体が多いと思いますけど、その時に「この調査項目は加えてください・加えなくていいですよ」といった指示は出ているのですか。

**(事務局)**

国としては、あくまで自治体の実施するときの参考としての項目を提示しているという形になります。そのため厳密には「この形で実施してください」とまでは言われておらず、県としては「参考としつつ」という考え方でございました。

今、一旦の事務局の考え方としては収入面や家計の部分だけを考えてしまい、心身等への影響について盛り込むべきかまでは検討できておりませんでした。実際子ども・若者に対しコロナの影響がかなりあったのではないかという御意見がございましたので、その点については検討させていただきたいと思います。

**(部会長)**

分かりました。

少し事務局でも、子ども票の(a)から(g)まで全部にするかいくつかにするかは別にして、そこについては今後、調査票を作るときに考えるというお話でしたけど、よろしいでしょうか。

**(委員)**

はい。

**(部会長)**

今、ここでどれがいいとかは言いにくいところもあるでしょうから。  
その他、コロナ関係のところではいかがでしょうか。

**(委員)**

少し絡むかと思うのですが、先程の「課題の洗い出し」で申し上げた、学用品で急に用意しなければいけないものというのが、多分親の悩みで子どもの悩みだと思うのですが、前回調査の子ども票の中の「自己の所有物」という項目の中に、「学校配付ではなく学校に持っていくもので困ったものが何かありますか」ということも位置付けていただければ、大きな変化なく入れていただけるのかなと思って、それはちょっと望みたいなと思いました。

**(部会長)**

ありがとうございます。それは全体の量の中で御検討ください。

コロナ関係がよければ次の「内閣府調査と千葉県調査との貧困層の定義の違い」等々についてですけれども、これについての御意見はいかがでしょうか。

**(委員)**

前回調査の基礎データがあるので、そこと比較できることを主とするのか、それとも、こどもの意見を聞くための実態調査を大きくやる機会は多分これしかないと思うのですけれども、そこで聞くのかということ、その2つの考え方が今出てきていると思います。

調査対象とする15市町村が「地域バランスを考えて」という事務局の説明でありましたけど、各地方公共団体に子どもの貧困計画を立ててほしいということを県もしきりに仰ってますし、そういう意味で言うと、全市町村ではなくこの15市町村で出た結果が、全体のことを反映していると読み取れると見ていいのかを今一度知りたいと思っています。

その地域バランスの根拠というか、過疎地域と都市部との差など、一度伺っておきたいなと思います。

**(部会長)**

そうですね、それはぜひお願いします。

それは前回もやっていますので、つまり「抽出した市町村と県全体とで、生活保護受給率等がどう違うか」という分析をしているので。おそらく次回のときに調査票の検討になるのかな。その時には事務局から詳しく説明していただけますかね。

この自治体が千葉県の全体を代表しているのかどうかについては、記憶ではそんなに違いはなかったと思います。個別の項目については少しずれがあったと思いますが、そのような結果になっていたと思うので、そういう分析結果も併せて、次回出していただきたいと思います。

事務局から、今日言えることは何かありますか。

**(事務局)**

補足させていただきますと、まず対象市町村の選定につきましては、これから各市町村に協力をお願いして御承諾を得られた中から選定という流れになっていて、次回の会議ではどこの市町村に決まったのかということも含めて、御報告できるかと思っておりますので、その際に、地域のバランスについても説明できるよう検討したいと考えております。

あと、調査票の検討について、スケジュールをよく説明しておらず申し訳なかったのですが、実際のところ調査自体は5月ぐらいから調査票を配付するようなスケジュールを考えていますので、会議の場で調査票の内容について議論できるのは、今回のみになってしまいます。



そのため、基本的には今回御意見をいただくのと、また、この会議が終わった後に一定期間を設けて御意見いただいた後に、事務局で案を作らせていただいて、御相談しながら作らせていただければと考えています。

#### (委員)

自治体の調査なので、国に報告する内容ではなくて、自治体の計画のために実施する実態調査だと思いますので、千葉県がこどもの貧困のことを知りたくて調査をやるという中で、統計学的にも千葉県全体を表している調査だと言えるようになるためには、その根拠が必要になるのではないかなということを考えています。

それがこのアンケートの中から集約されている内容だと思うので、結構な内容だから、本当に色々ことがここでわかっていますし、それがより洗練されるような調査が2回目に行われるといいのかなという中で、県としてこれだけの実態調査をしていると堂々といえる内容だと思うのですが、さらに深めるために、そこ提示をしていただければと思います。

#### (部会長)

はい、ありがとうございます。

メリット・デメリットが当然あるわけで、おそらく内閣府調査の定義に基づいて、県内の自治体が今度子どもの貧困計画を策定するに当たり内閣府調査の定義を使う可能性は高いのではないかなと思っています。

そうすると、今度は県全体と県内の自治体との比較ができなくなってしまうということもあり得るのではないかと思ったのですが、柏市さんはどのような感じでしょうか。

#### (委員)

柏市も同じタイミングで計画を作る作業をしているところです。

そもそも柏市では質問の数をある程度減らして、今回作ろうと思っています。数が多いと回答がもらえないというところもあったりして、そういった意味で、質問項目もかなり県の項目よりも少ないです。

なぜ今計画を作っているかという、柏市には事情がありまして、本来であれば令和4年度から第2期を作らなければいけないタイミングだったのですが、コロナ禍であったということで、あえて計画の策定期をずらしています。

先程の県の御説明だと、コロナ禍の影響を聞こうとされていたのですが、柏市は、そこはあくまでコロナ禍の、非常事態というか、平時ではないような状況の中なので、あえて実態調査をしませんでした。逆に国の給付金であるとかそういう実際の事業の中で支援していこうという判断でやっています。

なので、コロナ禍の影響を質問に入れるということだと、また再び同じようなコロナ禍になっ

た場合にはすごく有効だと思うのですが、そうでない場合は、「そこでどのようなことを聞いてどう結びつけていくのか」という整理が必要と思っています。

柏市でアンケートを取るときに気にしたのは、ヤングケアラー部分です。「ヤングケアラーが貧困と貧困関係なくどれくらいいるのか」や、「そういった部分をこども自身がどう感じているのか」ということが、独自に入れた項目になります。

調査自体は、年内に配付して現在回収待ちというところですが、そのような形で今進めている状況です。

国や県の項目も比較させていただいたのですが、ボリューム感を具体的な施策に反映できる内容に縮めた形でやる方向で進めましたので、国や県との比較まではできないかなと考えています。

**(部会長)**

そうすると、その国や県の困窮層等の定義に沿う形で収入面等の聞きにくいところがありますけれども、それは特に聞いていないということですか。

**(委員)**

いえ、収入面は聞いています。

**(部会長)**

そうすると、この分類をするときに国や県の定義に基づいて分類すれば、やれないことはないということですか。中央値の2分の1未満のところは、国も県も一緒ですよ。

**(事務局)**

ただ、両方の調査で「中央値の2分の1未満」と言っているものの、千葉県の調査については「国民生活基礎調査の中央値」ということで、固まった値の中央値ですが、内閣府の調査については、この内閣府調査の中で得られた数値の中央値ということで、基準としている中央値が別になっています。

**(部会長)**

そうすると、内閣府の調査に合わせた基準を各自治体がつくるということは、難しいということですね。結果から選び出しているから。

**(事務局)**

あとは、内閣府と同じように、その自治体が行った調査の中で得られた中央値を基準とすれば、「国の調査と同じ考え方だ」というのは言えるかと思います。

**(部会長)**

「同じ考え方です」というのは言える訳ですか。わかりました。

これはどっちを取るかによるわけで、今の事務局の案は、千葉県版を継続性を重視した上でやっていると、その上で加味できるものは内閣府調査から加味するという方法。

逆に言えば、内閣調査の定義に合わせて今回から変えていくということと、二つのうちどちらかを選ばなければいけないということですけども。

事務局としては、千葉県調査のつまり継続性ということを中心に、しかも調査対象もほぼ同じ自治体を前提にしながら考えるということになる訳ですけども、いかがでしょうか。

**(委員)**

これは調査項目も、前回調査のものを踏襲するというのでしょうか。

**(部会長)**

前回調査を踏襲し、かつ、内閣府調査の中で、大事だと思われるものを増やしていくという形になると思います。

**(委員)**

分かりました。それはいいのではないかと思います。

でも、あまり増やす訳にもいかなそうですね。減らすものもあるということでしょうか。

**(事務局)**

付け加える項目の数が1～2項目ぐらいであれば、回答者の負担はあまり増えないと思いますので、そのままいけるかと思いますが、増やす項目が多ければ、その分、他の項目や、例えば前回の調査結果の中で分析に影響がなかった項目の削除を検討する、ということはあるかと思いますが。

**(部会長)**

はい。その上で、内閣府調査から入れた方がいいものとか、あるいは、千葉県調査から絶対落としてはけないもの等がありましたら、今でなくても結構ですので、御審議いただければと思います。

例えば私は、千葉県の保護者票の「今から10年前の暮らし」これだけは落とさないでほしいと思います。10年前というのは、対象となる子どもが生まれた時か、保育園等に入っている時ということになりますので、それがなくなってしまうと貧困継続層というのを定義できなく

になってしまうので、そこはぜひ落とさないでほしいというのは望みとしてございます。

もうひとつは、内閣府調査のこども票を当たってないのですが、「逆境経験」というのはどれくらい数字があったのかを確認した上で、今かなりこれが大事になっていて、虐待や貧困の支援に必要だと言われているので、これは考えた方がいいのかなと思います。

他いかがでしょうか。

なければ、今中々項目も出しにくいし、私ももう1回くらい調査票の検討ができるかなという思いがあり、一つ前の議題「課題の洗い出し」に時間を取ってしまったものですから、あまり時間がなくなってしまったのですけれども。

提案なのですが、特に、調査項目、調査票の案について、今の段階で、私が申し上げたように「この項目は大事だと思う」ということを事務局に出していただくことをお願いしてもよろしいでしょうか。

**(委員一同、異議なし)**

**(部会長)**

ありがとうございます。

それではそのようなことを酌んだ上で、事務局から最後に、どれくらいの期間で出していただくということをお伺いしたいと思います。

**(5) その他**

**(部会長)**

それでは議事(4)までは終わったのですが、議題(5)「その他」ということで、皆様方から何かございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から、その他については何かございますか。

**(事務局)**

私から、本計画に関連する取組でございます「気づきのチェックシート」の見直しの検討について、参考に報告させていただきます。

現在の計画では、「支援につなぐ体制整備」に係る取組として、「気づきのチェックシート」と「支援につなぐガイドブック」の作成の検討が位置付けられているところです。

チェックシートについては令和2年度に、ガイドブックについては令和4年度に、それぞれ初版を作成して、ホームページに公表、周知しているところです。

これらのツールの作成に当たりましては、この作業部会とは別の検討会議を設けており、本作業部会の副部会長を座長として、教育や福祉現場の方々などの御協力をいただきながら作成

してきたところでございます。

ただ、こちらのツールにつきましては、引き続きブラッシュアップを図っていく必要があるといった認識も得ておまして、まずは今年度以降チェックシートについて、本作業部会と並行して、別の検討会を使いながら検討を進めて参りたいと考えております。

これらの検討の進捗につきましては、適宜この部会においても報告をさせていただければと思いますので、御承知おきいただければと思います。

**(部会長)**

ありがとうございます。

「気づきのチェックシート」と「支援につなぐガイドブック」この二つについて、さらにブラッシュアップを図る検討会を設けていくということで、副部会長にそちらの座長をお願いするとの報告でございました。どうぞよろしくお願ひします。

副部会長から何かございますか。

**(副部会長)**

ホームページ見ていただくとわかると思うのですが、「気づきのチェックシート」のチェック項目は、漏れのないようにということで、かなり幅広に取ってあります。そのため実際のところ使い勝手がよろしくないです。

これからどんどんブラッシュアップして、本当に現場で使えるような、シンプルでいて中身の濃いものを、文言も含めて考えていきたいと思ひますので、どうぞ御協力をよろしくお願ひいたします。

**(部会長)**

今、幅広に作ったものをテスト的に使っただいて、そしてその結果を基に、ブラッシュアップして削る項目とかを考えていくということですね。

**(副部会長)**

県内の幼稚園こども園保育所小中高校で試行的に使っただいたデータがありますので、その回答率をもとに、数値だけでは読み取れないことにも目を向け、チェック項目の精査に努めたいと思ひます。

**(部会長)**

わかりました。何か御質問ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして本日の議事を終了とさせていただきます。

進行を事務局の方にお返しをいたしますが、先ほど申し上げた御意見の日程等々について、お諮りをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**(事務局)**

御意見の日程について、お伝えさせていただきます。

今回事務局の不手際により資料のお渡し等が大変遅れてしまい、今回十分に御意見等を検討いただく時間がなかったことを改めてお詫び申し上げます。

御意見でございますけれども、ひとまず事務局として考えておりますのが、1週間と少しということで2月15日を目途に御意見をメール等でいただければと考えております。

調査項目等についての御意見をいただくものですので、もう少し期間が必要などございましたら、適宜仰っていただければと思っております。

**(部会長)**

2月15日頃を目途にということですがよろしいですか。

**(委員一同、了解)**

**(部会長)**

特に調査票についての御意見を主にいただければと思っております。

また、課題の洗い出し等々については、次回からも議論を進めていくことができますので、そこでまた述べていただくということも有りだと思っております。

調査票については今回が最後になるようですが、調査票ができれば事前に配られて意見をもらうということはありませんよね。

そういうことで、よろしくお願いいたしますと思っております。

それでは事務局にお返しします。

**(司会)**

それでは以上をもちまして、千葉県子どもの貧困対策推進計画第1回策定作業部会を閉会いたします。また、日程調整の際は、こちらから連絡させていただきますので、御協力よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。